

奈良県告示第八十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律
第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
担い手育成基盤 整備事業	平成十年三月十 七日	田原西地区 矢田原工区	平成九年度か ら平成十八年 度まで	平成二十年二月二 十九日